

2014 年 8 月 14 日付ミャンマー投資委員会 (MIC) 通達 第 49 号および第 50 号

(1) 外国企業には投資が認められない 11 分野 (第 49 号)

番号	2014 年 8 月 14 日付通達 第 49 号	番号	2013 年 1 月 31 日付通達 第 1 号
1	防衛関連の武器・弾薬の製造および関連サービス	1	防衛関連の軍需品製造および関連サービスの提供
2	右記 8 番	2	環境破壊につながるビジネス
3	右記 9 番	3	化学肥料法、種苗法、その他農業関連法に違反する製造業および農業
4	右記 10 番	4	海外から輸入した廃棄物を利用したビジネスおよび工場設立
5	電力方式の管理	5	オゾン層の破壊などにつながるような禁止物質の生産およびビジネス
6	右記 14 番	6	残留性有機汚染物質に関するストックホルム条約により禁止されている有機物質の製造
7	航空保安、管理、指示、貨物運搬に関する業務	7	海外から中古工場や中古設備を輸入し、環境保護法および細則で禁止され、周辺の環境に影響を及ぼすような危険物質を製造するビジネス
8	右記 17 番	8	自然林の保護および管理
9	水路関連業務	9	ヒスイなどの宝石の試掘、探掘、生産
10	連邦政府の許可を得ない印刷業とメディア事業の一体運営	10	中小規模の鉱物製品の製造
11	ミャンマー語を含む少数民族言語での定期刊行物の出版、印刷マスメディア業務	11	アスベストでできた建築資材の製造および流通販売
		12	電気配電網の管理
		13	電力の商業取引
		14	電気関連の点検サービス
		15	環境や健康汚染につながる化学物質 [MTBE (メチル・ターシャリー・ブチルエーテル) や TEL (四エチル鉛) など] を輸入、生産、使用するような精製事業
		16	人体、公衆衛生に影響を与えるような汚染物質の生産・排出
		17	川などでの金を含む鉱物資源の採掘
		18	航空交通管制サービス
		19	航海交通管制サービス

	20	印刷業とメディア事業の一体運営
	21	ミャンマー語を含む固有の言語での雑誌などの印刷および出版

(2) 外国企業がミャンマー企業との合併によってのみ認められる 30 分野 (第 49 号)

番号	2014 年 8 月 14 日付通達 第 49 号	番号	2013 年 1 月 31 日付通達 第 1 号
1	同右	1	ハイブリッド種の製造および販売
2	収穫率の高い種子、固有種の製造および販売	2	固有種の製造および販売
3	ビスケット、ウエハース、各種麺、ビーフン、その他穀物商品などの製造および販売	3	ビスケット、ウエハース、麺、マカロニ、その他麺類など、穀物加工食品の製造および販売
4	同右	4	あめ、ココア、チョコレートなどの菓子類の製造および販売
5	同右	5	牛乳および乳製品以外の食品の製造、缶詰製造、販売
6	同右	6	麦芽および麦芽アルコール飲料の製造および販売
7	同右	7	蒸留酒、アルコール飲料、清涼飲料などの生産、精製、ボトリングなど
8	水および氷の製造および販売	8	氷の製造および販売
9	飲料水事業	9	水の製造および販売
10	多種多様な糸の製造および販売	10	綿製の織物用糸の製造および販売
11	ホーロー、鍋、コップ、皿、スプーン、刃物、フォークなどの製造および販売	11	エナメル製品、刃物類、陶器類の製造および販売
12	同右	12	プラスチック製品の生産および販売
13	ゴムおよびゴム製品の製造	13	ゴムおよびプラスチック製造
14	同右	14	包装ビジネス
15	同右	15	合成皮革以外の皮革原料で作る履物やハンドバッグなどの製造および販売
16	右記 17 番	16	各種紙製品の製造および販売
17	国内の天然資源を利用した化学製品の製造および販売 (石油、ガスおよび石油製品を含まない)	17	カーボン紙、ろう紙、トイレットペーパーなどを含む紙製品、段ボール製品の製造および販売

18	可燃性物質・液体・ガス・エアロゾル(アセチレン、ガソリン、プロパン、ヘアスプレー、香料、デオドラント、殺虫剤)の製造および販売(石油、ガスおよび石油製品を含まない)	18	国内の天然資源を利用した化学製品の製造および販売
19	右記 20 番	19	可燃性物質・液体・ガス・エアロゾル(アセチレン、ガソリン、プロパン、ヘアスプレー、香料、デオドラント、殺虫剤)の製造および販売
20	右記 21 番	20	酸化化学品(オキシジェン、ハイドロジェン)および圧縮ガス(アセトン、アルゴン、ハイドロジェン、ニトロジェン、アセチレン)の製造および販売
21	右記 22 番	21	腐食性化学品(硫酸、硝酸)の製造および販売
22	右記 23 番	22	気体・液体・固体を含む産業用ガスの製造および販売
23	中小規模発電事業	23	薬品の製造および販売
24	右記 29 番	24	ハイテクを利用したワクチンの製造
25	右記 30 番	25	産業用鉱物資源の探査および試掘
26	右記 31 番	26	大規模鉱物開発
27	右記 32 番	27	ビル建設、橋建設に使用するコンクリート製品および組み立て式鉄骨フレームの製造
28	右記 33 番	28	橋脚、高速道路、地下鉄網などの輸送インフラ開発
29	右記 35 番	29	国際水準のゴルフコースおよびリクリエーション施設の開発
30	右記 36 番	30	住宅用アパート、コンドミニアムの建設、販売、および賃貸
		31	オフィスビルの建設、および販売
		32	工業団地に隣接した住宅地区でのアパート、コンドミニアムの建設、販売、および賃貸
		33	一般大衆向け住宅の建設
		34	ニュータウンの開発
		35	国内線航空サービス
		36	国際線航空サービス

	37	乗客および貨物用水上運送サービス
	38	造船所での船舶の建設および船舶の修理
	39	倉庫・港施設の建設、および、水上ポートサービス
	40	客車および貨車エンジンの製造
	41	民営の専門病院および伝統医療病院
	42	旅行業

(3) 関係省庁の意見書が必要で外国企業がミャンマー企業との合併によってのみ認められる 7 項目 43 分野(第 49 号)

番号	2014 年 8 月 14 日付通達 第 49 号	番号	2013 年 1 月 31 日付通達 第 1 号
	農業灌漑省の意見書が必要な分野はなし	1	農業灌漑省の意見書が必要な分野(種の生産・販売、化学肥料工場建設・製造など 7 分野)
1	畜水産・地方開発省の意見書が必要な分野	2	畜水産省(当時)の意見書が必要な分野(養蜂・蜂蜜製品製造、魚網製造など 5 分野)
	(1) 養蜂、蜂蜜製品の製造		
	(2) 魚網製造		
	(3) 漁港、魚市場の建設		
	(4) 畜水産関連の研究		
	(5) 海洋漁業		
	(6) 水産品製造		
	(7) 動物、水産物の輸出入および飼育、養殖事業		
	(8) 淡水・海水魚、エビ養殖事業		
2	環境保護・森林省の意見書が必要な分野	3	環境保護・森林省の意見書が必要な分野(国立公園造成、木材加工産業・関連サービスなど 18 分野)
	(1) 国立公園造成		
	(2) 自然をベースにした旅行(エコツーリズム)		
	(3) 二酸化炭素の削減および関連ビジネス		
	(4) 森林地帯(保護林)における長期借用での植林および伐採		
	(5) 遺伝子組み換え生物を海外から商業目的で輸入し繁殖させ販売すること		

	(6)	高価で希少価値の高い樹木の品種生産、保護などにおける分野での高等教育・研究開発事業、および、関連商業ビジネス		
	(7)	林業関係の高度教育、研究開発、人材育成事業		
	(8)	政府が所管する森林地帯(保護林)での天然資源の採掘および生産		
	(9)	自然木、野生動物を商業目的で海外から輸入し繁殖させ輸出すること		
鉱山省の意見書が必要な分野はなし			4	鉱山省の意見書が必要な分野(鉱物の探索、試掘のためのフィジビリティ・スタディー、大規模鉱物資源開発など 5 分野)
3	工業省の意見書が必要な分野		5	工業省の意見書が必要な分野(野菜・動物などから採った油(液体・固形)の生産・販売など 10 分野)
	(1)	炭酸飲料水、ジュース、その他飲料の製造および販売		
	(2)	調味料の製造		
	(3)	統御化学品各種、調合治療薬の製造		
電力省の意見書が必要な分野はなし			6	電力省の意見書が必要な分野(水力・石炭火力発電所による発電と売電の事業)(1 分野)
4	運輸省の意見書が必要な分野		7	運輸省の意見書が必要な分野(空港建設・乗客ラウンジ・サービス提供、航空機整備サービスなど 23 分野)
	(1)	船舶での旅客、貨物輸送事業		
	(2)	海事関連の訓練学校の開校		
	(3)	造船業		
	(4)	政府所轄地内での水路運送事業および関連ビジネス		
5	通信・情報技術省の意見書が必要な分野		8	通信・情報技術省の意見書が必要な分野(国内・国際郵便サービス、通信ネットワーク・サービス(2 分野))
	(1)	国内外郵便事業		
エネルギー省の意見書が必要な分野はなし			9	エネルギー省の意見書が必要な分野(石油および石油製品の輸入・販売など 5 分野)

6	保健省の意見書が必要な分野		10	保健省の意見書が必要な分野(私立病院・専門医院など 12 分野)
	(1)	民間ベースでの病院ビジネス		
	(2)	民間ベースでの診療所ビジネス		
	(3)	民間ベースでの診察ビジネス		
	(4)	民間ベースでの医薬品、医療機器生産ビジネス		
	(5)	予防薬、検査機器の製造、および研究開発		
	(6)	民間ベースでの医薬大学、訓練校の開校		
	(7)	ミャンマー古来の医薬原料の売買		
	(8)	ミャンマー古来の医薬原料植物の生産		
	(9)	ミャンマー古来の医薬研究開発およびラボ分析事業		
	(10)	ミャンマー古来の医薬品の製造		
	(11)	ミャンマー古来(の手法による)病院事業		
建設省の意見書が必要な分野はなし			11	建設省の意見書が必要な分野(オフィス／商業ビルの建設・賃貸、建築設計など 6 分野)
ホテル観光省の意見書が必要な分野はなし			12	ホテル観光省の意見書が必要な分野(国際観光、スパ、外国人対象のカジノ(3 分野))
7	情報省の意見書が必要な分野		13	情報省の意見書が必要な分野(外国語による定期新聞、社会科学関連書籍の出版など 18 分野)
	(1)	外国語での定期新聞の発刊		
	(2)	FM ラジオ放送		
	(3)	DTH(Direct To Home) 事業		
	(4)	DVB-T2 事業		
	(5)	ケーブルテレビ事業		
	(6)	映画製作関連事業		
	(7)	映画上映関連事業		

(4) その他制限分野で特定の条件の下、外国企業がミャンマー企業との合弁によってのみ認められる 21 分野 (第 49 号)

番号	2014 年 8 月 14 日付通達 第 49 号	番号	2013 年 1 月 31 日付通達 第 1 号
1	石油、天然ガス、石油産出機器の輸入、輸出、運送、備蓄、配給、販売。およびこれら関連事業を遂行するために必要な備蓄タンク、石油輸入用の埠頭、橋、パイプラインなどの機械、関連建物の建設など。 (鉄道省との合弁によってのみ認められる)	1	水牛、牛などの家畜飼育〔GAHP (Good Animal Husbandary Practice、適正な家畜飼養の基準) および適正品質基準 (GMP) にのっとること〕
2	石油、天然ガスを地質学的、地質物理学的、地質化学的な手法で探査する設備・部品を輸入し、製造し、建設し、設営すること。 (鉄道省との合弁によってのみ認められる)	2	羊、ヤギ、鶏、豚などの家畜飼育 (同上)
3	石油、天然ガスの探査、生産・調査を行うための機器や部品の据え付けに関する輸入、生産、建設など。 (鉄道省との合弁によってのみ認められる)	3	動物飼料などの製造および販売 (GMP に従い管理できること)
4	石油、天然ガスを送るパイプラインの輸送、建設に関する機器の輸入、生産、建設など。 (鉄道省との合弁によってのみ認められる)	4	家畜の病気予防や治療薬の製造 (動物ワクチン、治療薬向け GMP の ASEAN ガイドラインにのっとること)
5	各種海洋掘削建設のための設備、部品の輸入、生産、建設など。 (鉄道省との合弁によってのみ認められる)	5	酪農業 (GAHP にのっとること)
6	各種製油所の建設、既存製油所の維持および改修。 (鉄道省との合弁によってのみ認められる)	6	牛乳および酪農製品の製造 (乳加工施設の ASEAN 認証基準にのっとること)
7	たばこの製造 (最初の 3 年間は現地産タバコ葉を少なくとも 50% は使用すること。また、現地産たばこの輸出外貨で購入した原材料を 50% は使用すること) (90% は輸出すること。投資計画の中に使用予定の現地産原料、輸出計画を含めること) (工業省の推薦状を要する)	7	食肉処理場〔GMP に従い HACCP (Hazard Analysis Critical Control Point、衛生管理手法) にのっとること〕
8	化学爆薬の生産、マーケティング (TNT、ニトログリセリン、亜硝酸アンモニウム) (州政府との合弁によってのみ認められる)	8	食肉加工 (ASEAN 認証基準にのっとりた加工場で、密閉封鎖されたコンテナの食肉を使用すること)

9	可燃性液体・固体の生産、マーケティング (チタン粉末、自己反応性物質(硫化カリウム)、放射性可燃ガス(リン酸カルシウム)) (州政府との合弁によってのみ認められる)	9	牧畜場用設備の製造(GMP にのっとり こと)
10	必要な輸入原料を使用し生産した作物を、 国内ローカル市場において流通し輸出する こと (高付加価値品の生産のみ認める) (外国資本は上限 49%まで) (合弁形式での生産によっては国内流通、輸 出を認める) (コメの海上輸出、国境貿易は厳禁)	10	養鶏場(商業養鶏場用のバイオセキュ リティー管理マニュアルに従い、GAHP および GMP にのっとりこと)
11	E 宝くじ(E-Lottery) (財務省の推薦状を有する) (政府との合弁でのみ認可する)	11	肉牛生産(GAHP にのっとりこと)
12	新たな衛星都市の開発 (建設省の推薦状を有する) (政府との合弁でのみ認可する)	12	淡水および海水のエビ養殖(環境を害 さない手法にのっとりこと)
13	都市の再開発 (建設省の推薦状を有する) (政府との合弁でのみ認可する)	13	石炭の探査、採掘(国家との JV の下、 執り行う)
14	新たな鉄道網、駅、駅舎の建設 (連邦政府の許可を要する) (関係機関・関係局との合弁でのみ認可す る) (鉄道省の推薦状を要する)	14	伝統的な家庭薬以外の薬の製造(最 低限、WHO 基準、GMP にのっとりこと)
15	鉄道運営、メンテナンス (連邦政府の許可を要する) (関係機関・関係局との合弁でのみ認可す る) (鉄道省の推薦状を要する)	15	ワクチン、睡眠薬、向精神薬以外の薬 の製造および販売(最低限、WHO 基 準、GMP にのっとりこと)
16	機関車、客車、荷車、スペアパーツの製造お よびメンテナンス (連邦政府の許可を要する) (関係機関・関係局との合弁でのみ認可す る) (鉄道省の推薦状を要する)	16	法律により認められた建物の建設およ び修復(ASEAN 相互承認枠組み協定 の規範と基準にのっとりこと。ミャンマー 国家建築基準にのっとりこと)

17	鉄道省所有地での光ファイバーケーブルの敷設、鉄塔・機械室の建設 (連邦政府の許可を要する) (関係機関・関係局との合弁でのみ認可する) (鉄道省の推薦状を要する)	17	ホテル(3つ星以上のホテルのみ100%外資を認める。他はJV)
18	商業用目的における鉄道省所有地・建物の包括的な利用 (連邦政府の許可を要する) (関係機関・関係局との合弁でのみ認可する) (鉄道省の推薦状を要する)	18	海外から必要な原材料を輸入し農産物を生産すること、また、それらの国内での販売および輸出(高付加価値商品の生産のみ認める。JVの場合はミャンマー企業側が最低40%の出資をすること)
19	鉄道省傘下での鉄道・自動車による旅客・輸送サービス (連邦政府の許可を要する) (関係機関・関係局・関係民間・部局との合弁でのみ認可する) (鉄道省の推薦状を要する)	19	小売り(小規模小売りの形態には参入できない。スーパーマーケット、百貨店、ショッピングセンターの形態は認められる。ただし、ミャンマー企業による既存店舗から近接した場所では開店できない。国産の商品を優先的に購入し販売すること。JVの場合はミャンマー企業側が最低40%を出資すること)
20	車検サービス、運転トレーニングセンター、修理・メンテナンストレーニング事業 (連邦政府の許可を要する) (関係機関・関係局・関係民間・部局との合弁でのみ認可する) (鉄道省の推薦状を要する)	20	自動車、オートバイを除く小売り(2015年以降のみ認める。最低300万ドル以上の投資とすること。免税措置なし)
21	鉄道運営のための発電事業 (連邦政府の許可を要する) (関係機関・関係局との合弁でのみ認可する) (鉄道省の推薦状を要する)	21	フランチャイズ(外国企業はフランチャイザーとしてのみ認められる)
		22	倉庫(中小規模の倉庫業は認められない。JVの場合はミャンマー企業側が最低40%を出資すること)
		23	卸売り(商業省の見解に従う)

	24	代行業務サービス(事務所スペースは賃貸だけでなく、自社ビルを建設できる。ミャンマー国民をスタッフとして採用すること)
	25	専門店以外の小売り〔百貨店とハイパーマーケットは5万平方フィート(1平方フィート=約0.09平方メートル)以上、スーパーマーケットは1万2,000平方フィートから2万平方フィートの店舗面積を有すること〕
	26	専門店以外での食品、飲料(アルコールを含む)、ミャンマーたばこなどの小売り(店舗面積:2,000平方フィートから4,000平方フィートまで)
	27	外国語の各種雑誌(JVの場合はミャンマー企業側が最低51%の出資をすること。3分の2以上の取締役、主要なスタッフはミャンマー人でなければならない。100%外資による出資の場合は、そのオーナーは外国出版社か印刷会社を所有していなければならない)

(5) 環境アセスメント(EIA)が認可の条件となる30分野(第50号)

番号	2014年8月14日付通達 第50号	番号	2013年1月31日付通達 第1号
1	鉱物の採掘	1	採鉱
2	石油、天然ガスの採掘、石油製油所または石油化学工場の建設	2	石油、天然ガスの採掘
3	大規模灌漑施設、ダム、堤防の建設	3	大規模ダムや灌漑施設の建設
4	水力およびその他の大規模発電事業、電力送電線の建設	4	水力およびその他の大規模発電事業
5	石油・天然ガスパイプラインの敷設	5	石油・天然ガスパイプラインの敷設、および、送電塔の建設
6	右記7番	6	大規模農園
7	右記8番	7	大規模橋・高架道路・高速道路・地下鉄・港湾設備・空港などの建設、および用水路・大規模乗用車や造船の製造
8	右記9番	8	化学品および殺虫剤の製造
9	右記10番	9	バッテリーの製造

10	右記 11 番	10	大規模製紙用パルプ工場
11	右記 12 番	11	大規模な綿製の織物用糸、織物、染色の製造
12	右記 13 番	12	鉄、鉄鋼、その他鉄鋼製品の製造
13	右記 14 番	13	セメント製造
14	右記 15 番	14	蒸留酒、ビールなどの製造
15	右記 16 番	15	石油、その他燃料油、化学肥料、ろう、ワニスなどを含む石油化学工場
16	右記 17 番	16	製糖工場を含む大規模な食品加工工場
17	淡水・海水魚、エビの大規模養殖	17	皮革製品、ゴム製品の製造
18	右記 19 番	18	大規模な海水・淡水魚およびエビ養殖、大規模な畜産飼育
19	大規模住宅建設、工業団地造成	19	大規模木材製造
20	右記 21 番	20	大規模住宅建設
21	右記 22 番	21	大規模ホテルおよびリゾート施設の建設
22	右記 23 番	22	歴史、文化、考古学、化学、地理学に関連する記念施設の運営
23	右記 24 番	23	浅水域での事業
24	右記 25 番	24	生態系の影響を受けやすい地域での事業
25	右記 26 番	25	国立公園、自然林保護地域での事業
26	自然災害のリスクが高い地域での事業(ラカイン州、エヤワディデルタ地域など)	26	生存危機にひんしている動植物に関する事業
27	右記 28 番	27	自然災害のリスクが高い地域での事業
28	右記 29 番	28	一般向け飲料用水に利用される川、池、貯水池から至近距離での事業
29	大規模作物栽培	29	レクリエーション地域、真珠養殖場から至近距離での事業
30	大規模森林、産業用作物プランテーション	30	広大な農地を必要とする農作物の栽培および生産
		31	大規模森林プランテーション
		32	大規模木材産業
		33	大規模発電事業
		34	送電線建設

(出所)DICA 発表資料をジェトロが和訳